

○周防大島町総合体育館設置条例

平成16年10月1日

条例第92号

改正 平成24年6月13日条例第22号

平成25年12月12日条例第48号

平成30年12月25日条例第27号

令和元年6月26日条例第13号

(目的及び設置)

第1条 町民の体育の振興・健康増進と生活文化の向上を図るため、総合体育館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 総合体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 周防大島町総合体育館
- (2) 位置 周防大島町大字西方1958番地77

(職員)

第3条 総合体育館(以下「体育館」という。)に必要な職員を置くことができる。

(休館日)

第4条 体育館の休館日は、次のとおりとする。ただし、周防大島町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要と認めたときは、臨時に変更又は休館することができる。

- (1) 12月29日から翌年1月3日まで

(使用の時間)

第5条 体育館の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(使用の許可)

第6条 体育館を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更する場合も同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可に当たっては、管理運営上必要な条件を付すことができる。

(使用の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときにおいては、使用を許可しないものとする。

- (1) 公共の秩序又は風紀をみだすおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物及び附属設備を破損するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他管理上支障があると認められるとき。

(目的外使用等の禁止)

第8条 体育館の施設及び施設器具の使用について許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備)

第9条 使用者は、特別の設備等を設けるときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、使用を停止し、又は許可の条件を変更し、若しくは退去を命ずることができる。

- (1) 使用許可条件に違反したとき。
- (2) この条例に違反又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
- (3) 教育委員会の指示に従わないとき。

(使用料)

第11条 使用者は、別表に定める使用料を使用の許可の際に納付しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

3 町長は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、使用が終わったときは、直ちに係員の指示に従い、すべて原状に復さなければならない。使用許可を取り消された場合においても同様とする。

(損害賠償)

第13条 使用者は、体育館を使用中に建物、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第14条 体育館の管理は、周防大島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年周防大島町条例第20号)に基づき、町長が指定する者(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、体育館の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は使用の時間を変更することができる。

3 第1項の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条から第10条までの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が体育館の管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が体育館の管理を行うこととされた期間前に第6条第1項(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、

当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者が行う業務)

第15条 前条により指定管理者が管理を行う場合、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 体育館の使用の許可に関する業務
- (2) 体育館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、第1条に定める目的を達成するために必要な業務

(利用料金)

第16条 第11条第1項の規定にかかわらず、体育館の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に体育館の施設及び設備の利用にかかる料金(以下「利用料金」という。)を収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 4 指定管理者は、公益上その他特別な理由があると認めるときは町長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成24年6月13日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月12日条例第48号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月25日条例第27号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月26日条例第13号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表(第11条関係)

使用区分	単位	金額	
アリーナ	1/3使用	9時から17時まで	1時間当たり330円
		17時から22時まで	1時間当たり390円
		延長料(上記以外の時間)	1時間当たり490円
	1/2使用	9時から17時まで	1時間当たり490円
		17時から22時まで	1時間当たり590円
		延長料(上記以外の時間)	1時間当たり730円
	2/3使用	9時から17時まで	1時間当たり660円
		17時から22時まで	1時間当たり790円
		延長料(上記以外の時間)	1時間当たり990円
	全面使用	9時から17時まで	1時間当たり990円
		17時から22時まで	1時間当たり1,180円
		延長料(上記以外の時間)	1時間当たり1,480円
会議室	1団体	1時間当たり220円	
トレーニングルーム	1人	1回当たり220円	
シャワールーム	1人	1回当たり220円	

備考

- 1 使用時間が1時間未満の場合、1時間とみなす。
- 2 使用時間が1時間を超えて1時間未満の端数を生じた場合、30分未満は、これを切り捨て、30分以上は、これを1時間とする。
- 3 使用に伴う準備、清掃等に要する時間は、使用時間に含むものとする。

- 4 会議室で冷暖房を使用する場合は、1時間当たり220円を加算する。
- 5 町に住所を有しない者又は町に所在のない団体が使用する場合は、トレーニングルーム及びシャワールームを除き、使用料総額の2倍とする。
- 6 営利、営業、宣伝を目的とし、又は入場料等を徴する場合の使用料は、使用料総額の6倍とする。
- 7 トレーニングルームは、指導者を伴わない中学生以下の使用を認めないものとする。
- 8 使用料には消費税及び地方消費税は含まれるものとする。